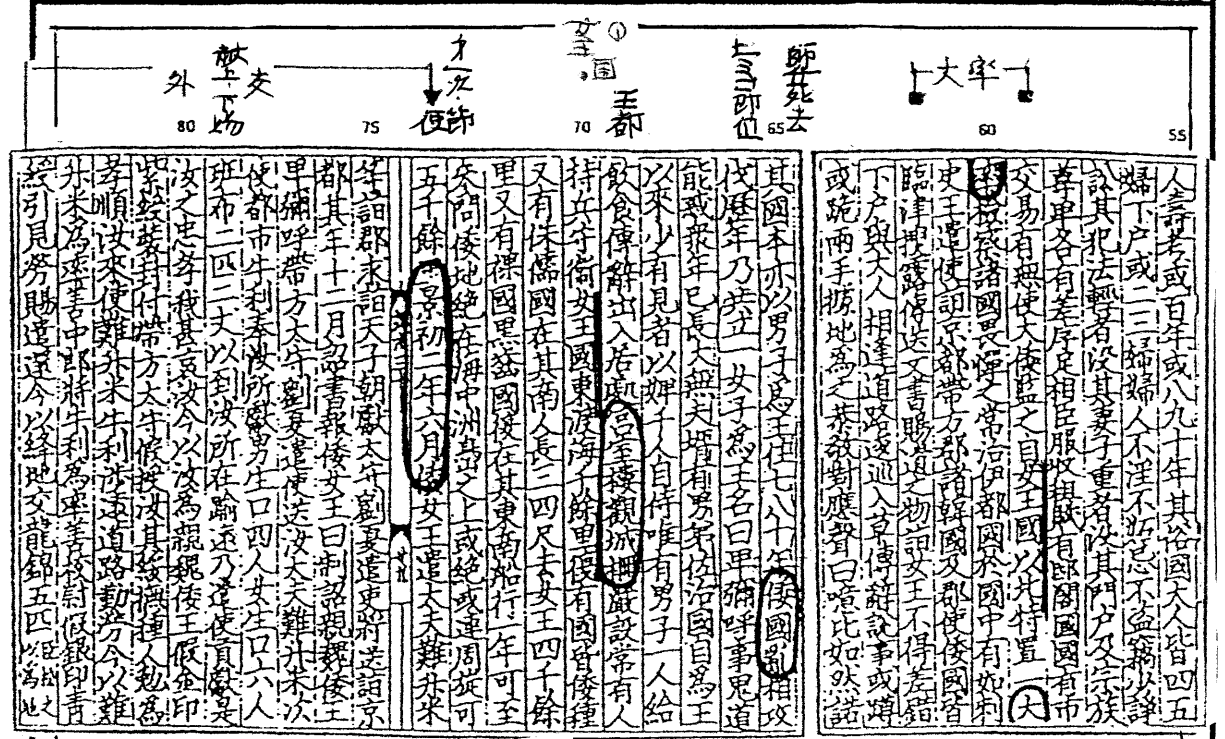


魏志倭人伝に記された倭国の行政組織と王制の構造



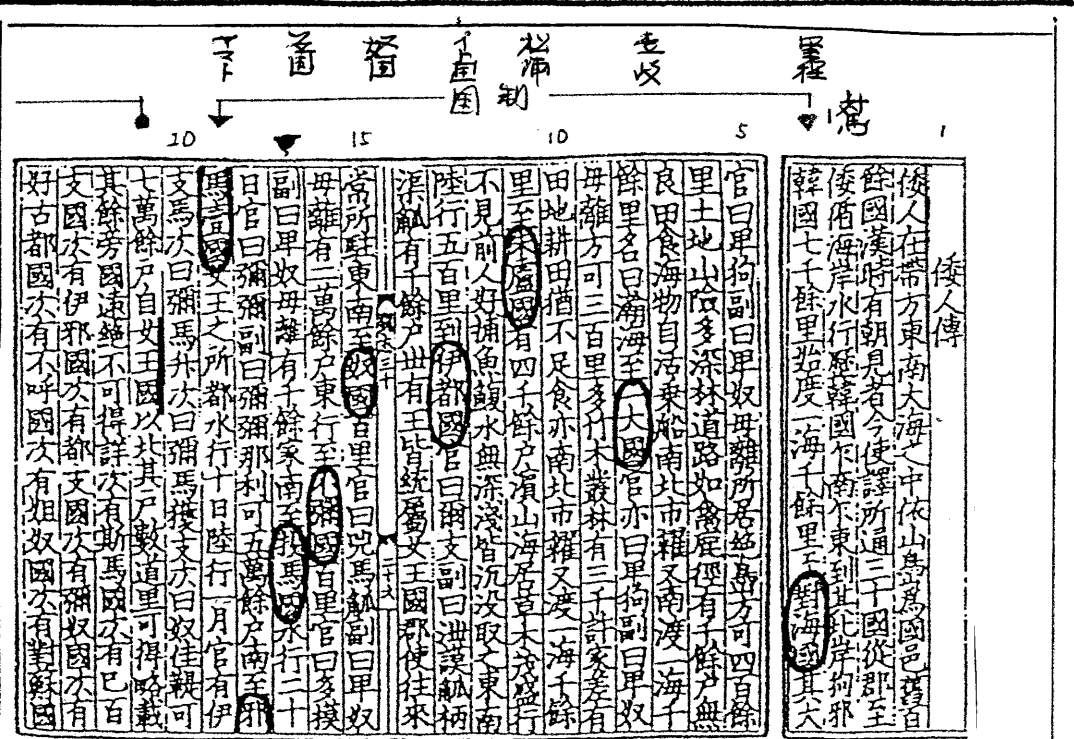
人壽或百或八九十年其俗國人皆四五婦下或二三婦婦人不淫不妬不盜竊以諱其犯法者殺其妻子重者殺其門戶及示族辜車各有差序足相臣服故有國國有市交易有無使大倭國之自天子國以封置(天)...

其國本亦以男子爲王臣七十(倭國)相攻伐歷年乃共立一女子爲王名曰卑彌呼事鬼道能戰年已長夫婿有男者皆治國自爲王以來少有見者以婢十人自侍惟有男子一人給飯食俸餅出入居處(倭國)嚴禁常有人持兵守衛女王國東渡海之餘里復有國皆倭種又有倭國在其南人長三四尺去女王四十餘里又有倭國黑齒國在其東南船行一年可至交阿波地絕在太平洋島之上或絕或連周旋可五千餘(倭國)女王遣大夫難升米...

倭國郡求詔天子朝獻太守劉夏遣使送詔京師其年十二月詔書報倭女王曰制器禮儀倭王卑彌呼帶方太守劉夏遣使送女王難升米次使都市牛利奉使所獻男生口四人女生口六人班布二匹二丈以到波所乘船送乃遣使貢獻是汝之忠孝我甚哀汝今以汝爲親親倭王假金印紫綬封帶方太守倭使汝其後漢人勉爲孝順汝來使難升米牛利送道路動勞今以難升米爲善書中將牛利爲善書封假銀印青綬引見勞賜遠送今以終地交龍錦五匹(倭國)...

倭國郡求詔天子朝獻太守劉夏遣使送詔京師其年十二月詔書報倭女王曰制器禮儀倭王卑彌呼帶方太守劉夏遣使送女王難升米次使都市牛利奉使所獻男生口四人女生口六人班布二匹二丈以到波所乘船送乃遣使貢獻是汝之忠孝我甚哀汝今以汝爲親親倭王假金印紫綬封帶方太守倭使汝其後漢人勉爲孝順汝來使難升米牛利送道路動勞今以難升米爲善書中將牛利爲善書封假銀印青綬引見勞賜遠送今以終地交龍錦五匹(倭國)...

魏志倭人伝と投馬国の考古学 奈良大子 水野正好



倭人在帶方東南大海之中依山爲國邑舊百餘國漢時有朝見者今使譯所通三千國從郡至倭國海岸水行經韓國和南不東到此此岸狗邪韓國七十餘里始度一海十餘里(倭國)其大官曰卑彌呼曰卑彌呼所居絕島方可四百餘里土地山險多深林道路如禽鹿徑有十餘戶無良田食物自活乘船南北市糴又南渡一海千餘里名曰瀛海至(倭國)官亦曰卑彌呼曰卑彌呼母離方可三百里多竹木叢林有三十許家差有田地耕田猶不足食亦南北市糴又渡一海千餘里至(倭國)有四百餘戶山名曰大瀛行不見前人好捕魚鱸水無深淺皆沉汝取之東南陸行五百里到伊都國官曰爾支謂曰瀛海無極深廣有千餘戶世有王皆統屬女王國使往來(倭國)所駐東南至(倭國)百里官曰兜馬謂曰卑彌呼母離有二萬餘戶東行至(倭國)百里官曰多模副曰卑彌呼母離有千餘家南至(倭國)水行二十日官曰彌彌謂曰彌彌那利可五萬餘戶南至(倭國)女王之所都水行十日陸行一月官有伊都國女王曰彌馬升次曰彌馬接次曰奴佳接可七萬餘戶自女王國以共其戶數道里可得略載其餘旁國遠絕不可得詳次有勒馬國次有已百支國次有伊都國次有都支國次有彌奴國次有好古都國次有不呼國次有粗奴國次有對蘇國...

倭國郡求詔天子朝獻太守劉夏遣使送詔京師其年十二月詔書報倭女王曰制器禮儀倭王卑彌呼帶方太守劉夏遣使送女王難升米次使都市牛利奉使所獻男生口四人女生口六人班布二匹二丈以到波所乘船送乃遣使貢獻是汝之忠孝我甚哀汝今以汝爲親親倭王假金印紫綬封帶方太守倭使汝其後漢人勉爲孝順汝來使難升米牛利送道路動勞今以難升米爲善書中將牛利爲善書封假銀印青綬引見勞賜遠送今以終地交龍錦五匹(倭國)...

倭國郡求詔天子朝獻太守劉夏遣使送詔京師其年十二月詔書報倭女王曰制器禮儀倭王卑彌呼帶方太守劉夏遣使送女王難升米次使都市牛利奉使所獻男生口四人女生口六人班布二匹二丈以到波所乘船送乃遣使貢獻是汝之忠孝我甚哀汝今以汝爲親親倭王假金印紫綬封帶方太守倭使汝其後漢人勉爲孝順汝來使難升米牛利送道路動勞今以難升米爲善書中將牛利爲善書封假銀印青綬引見勞賜遠送今以終地交龍錦五匹(倭國)...

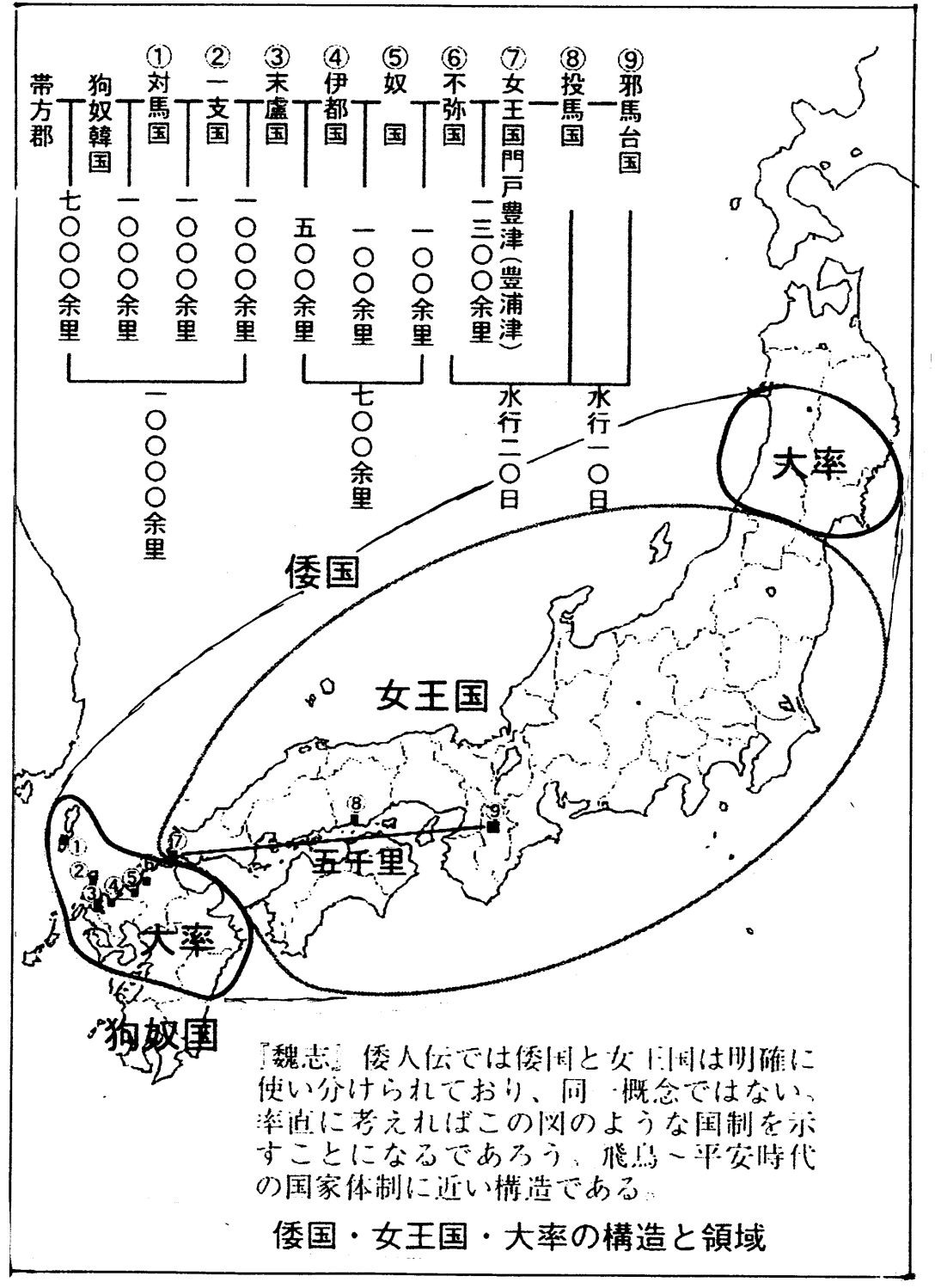
62

(44X47) 51-71 212

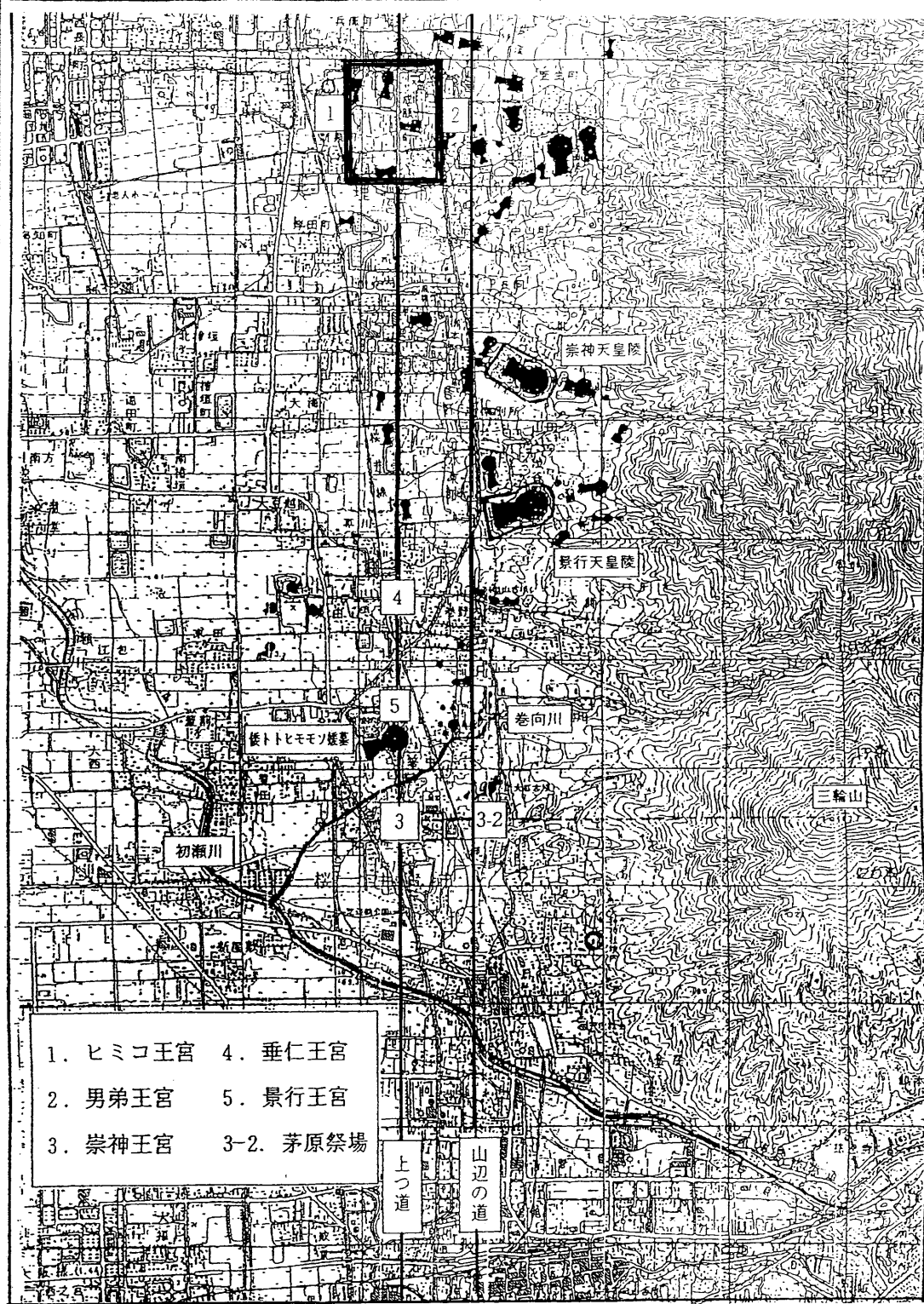
帯方郡より倭国女王都邪馬台国に至る道程と国々

国名・距離	戸数	官制	備考	比定
7,000里 狗邪韓国(釜山)				
—1,000里— 対馬国(対馬)	1,000 戸	大官 ヒ コ 副 ヒナモリ	南北に市糶 田・食にたらず	対馬
—1,000里— 一支国(壹岐)	3,000	官 ヒ コ 副 ヒナモリ	南北に市糶 田・食にたらず	壹岐
—1,000里— 末盧国(松浦)	4,000	不 明	南北に市糶 田・食にたらず	松浦
—500里— 伊都国(怡土)	10,000	官 ニ キ 副 マ ヲ 副 ヘ コ	世々、王あり 郡使往来地 大率設置	怡土
—100里— 奴 国(博多)	20,000	官 シ マ コ 副 ヒナモリ		博多
—100里— 不弥国(宇美)	1,000	官 タ モ 副 ヒナモリ		宇美
大率 女王国	帯方郡—女王国 12,000里		邪馬台国水行30日	
20日 投馬国(岡山)	50,000	官 ミ ミ 副 ミミナリ		岡山
10日 邪馬台国(大和)	70,000	官 次 イキマ 次 ミマシ・ミマ ワケ・ヌカテ	女王の都する所	大和

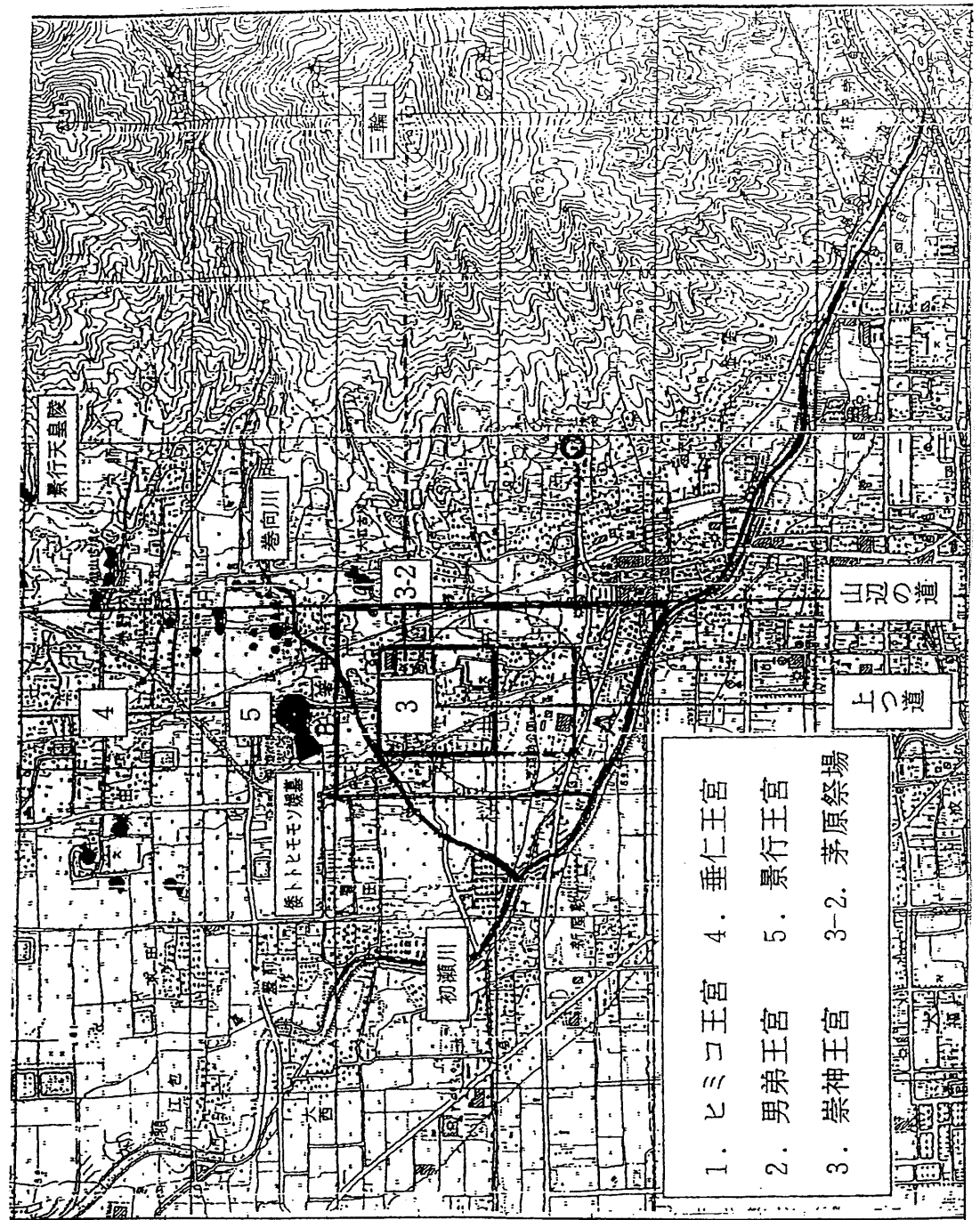
倭国の支配構成、倭国と女王国と都、大率と倭国化外の国



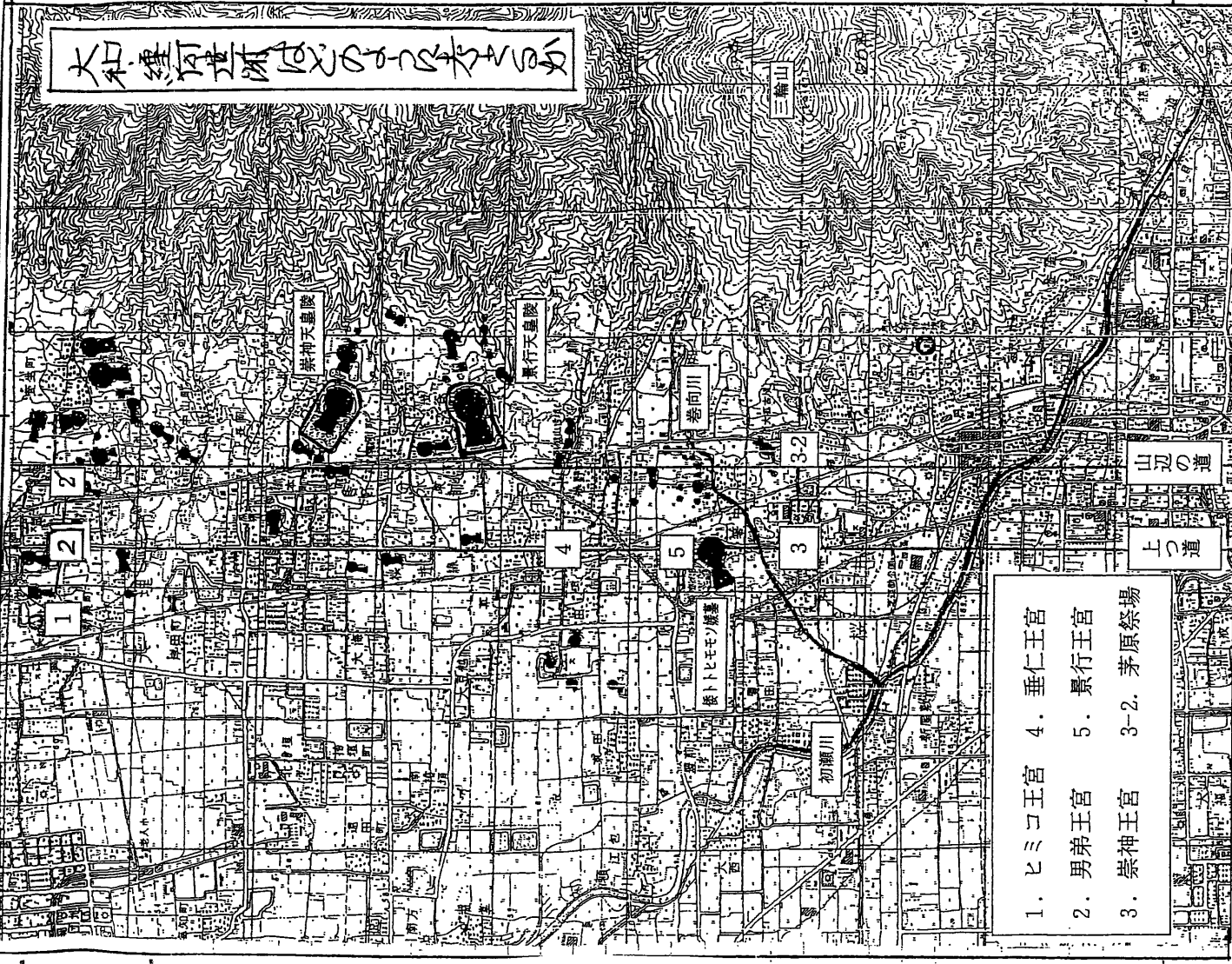
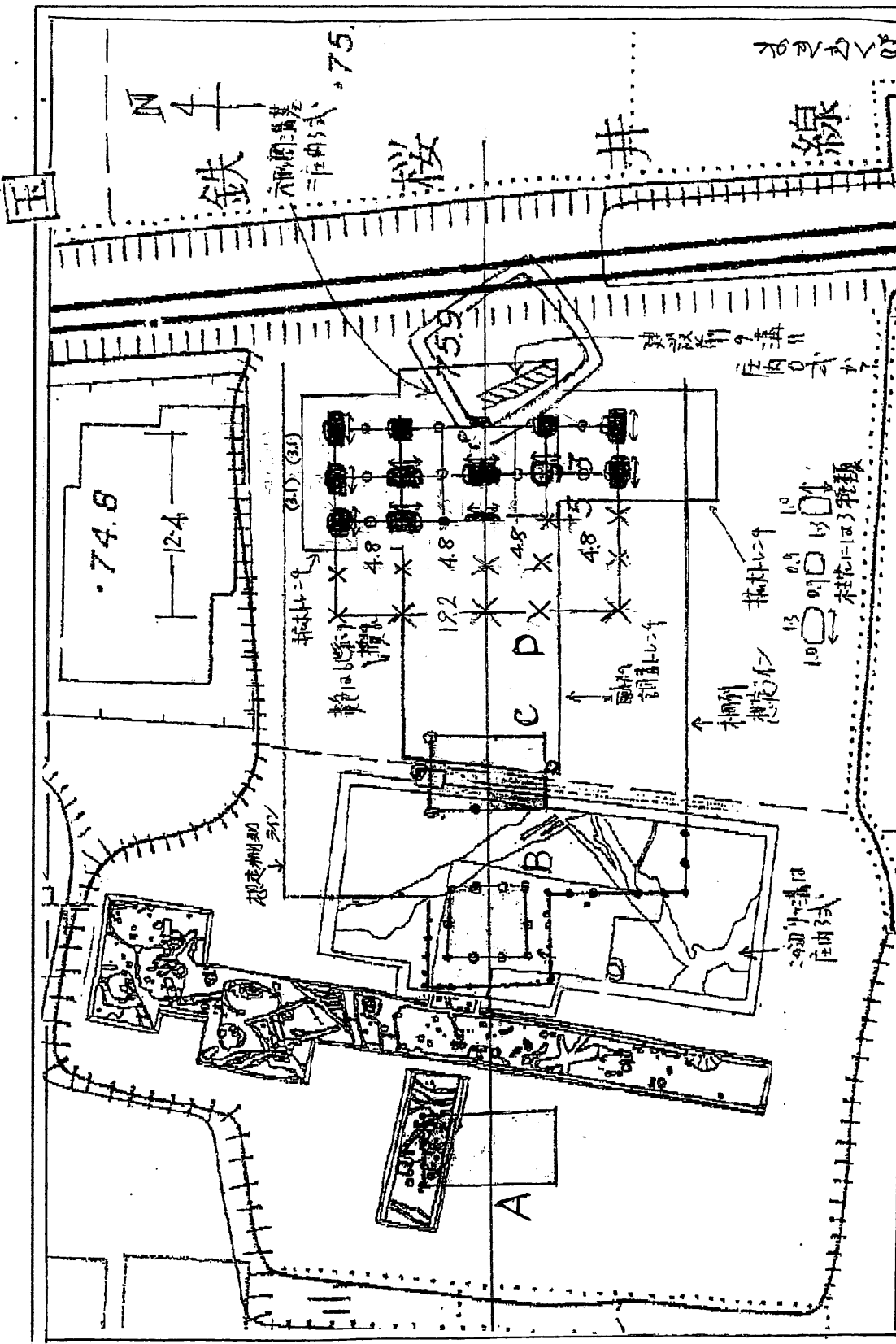
倭国王の王都のある邪馬台国と王都の所在地



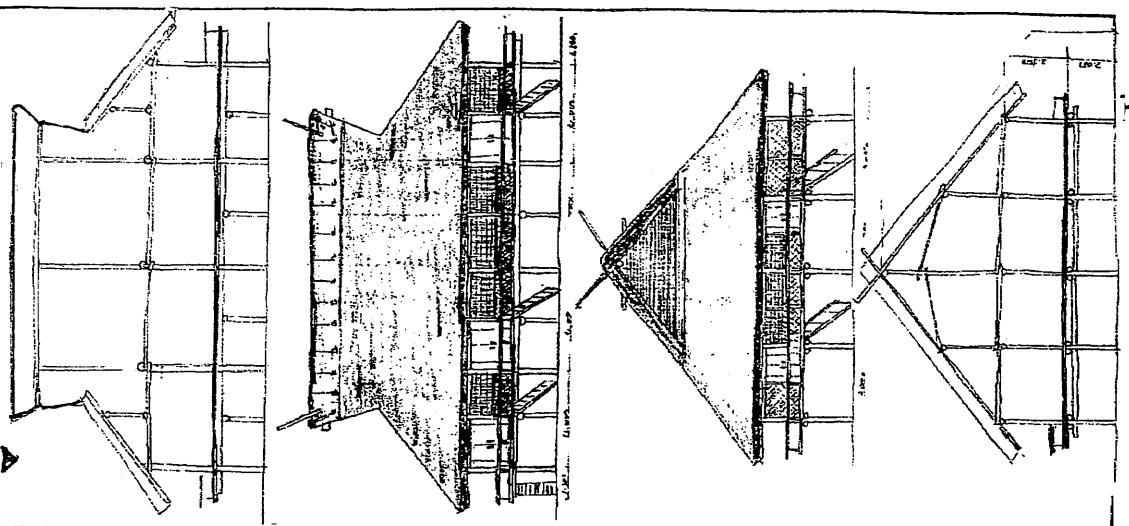
崇神天皇(卑路呼台と崇神)の都を復興する女王産の都は



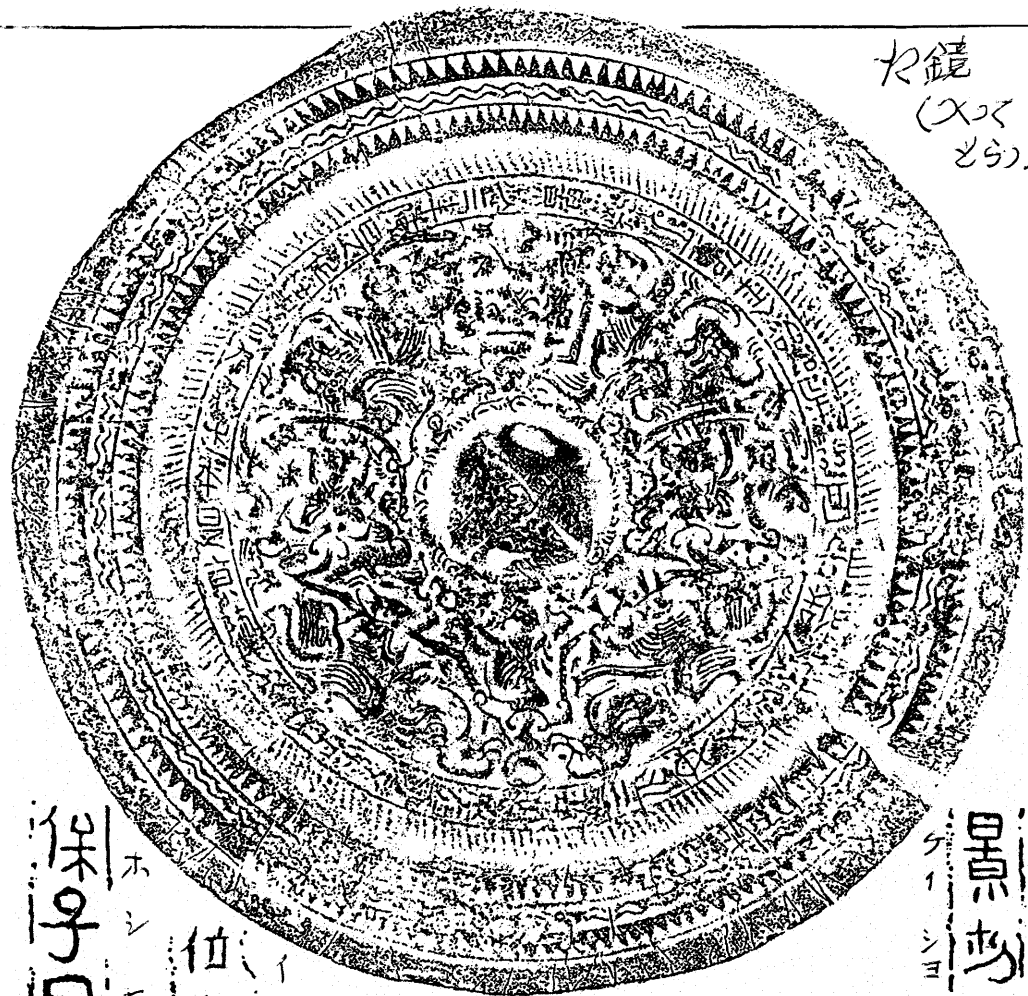
No.



建物D  
の  
復原図



9. 魏朝の皇帝おとミ江下賜した鏡 使節お表お辨め



大鏡  
(メツク  
とら)

保子國子  
ホシヤ  
シユ  
ゴレ  
キセキ

位至三公  
イシ  
サレ  
コウ  
モ  
シ  
ナイ

使人  
リ  
シ  
ン  
メ  
イ  
ス  
ヨ  
レ

出  
ト  
サ  
シ  
ノ  
シ

本  
ホ  
シ  
セ  
ケ  
イ  
シ

有  
コ  
ウ  
キ  
ウ  
シ  
ラ

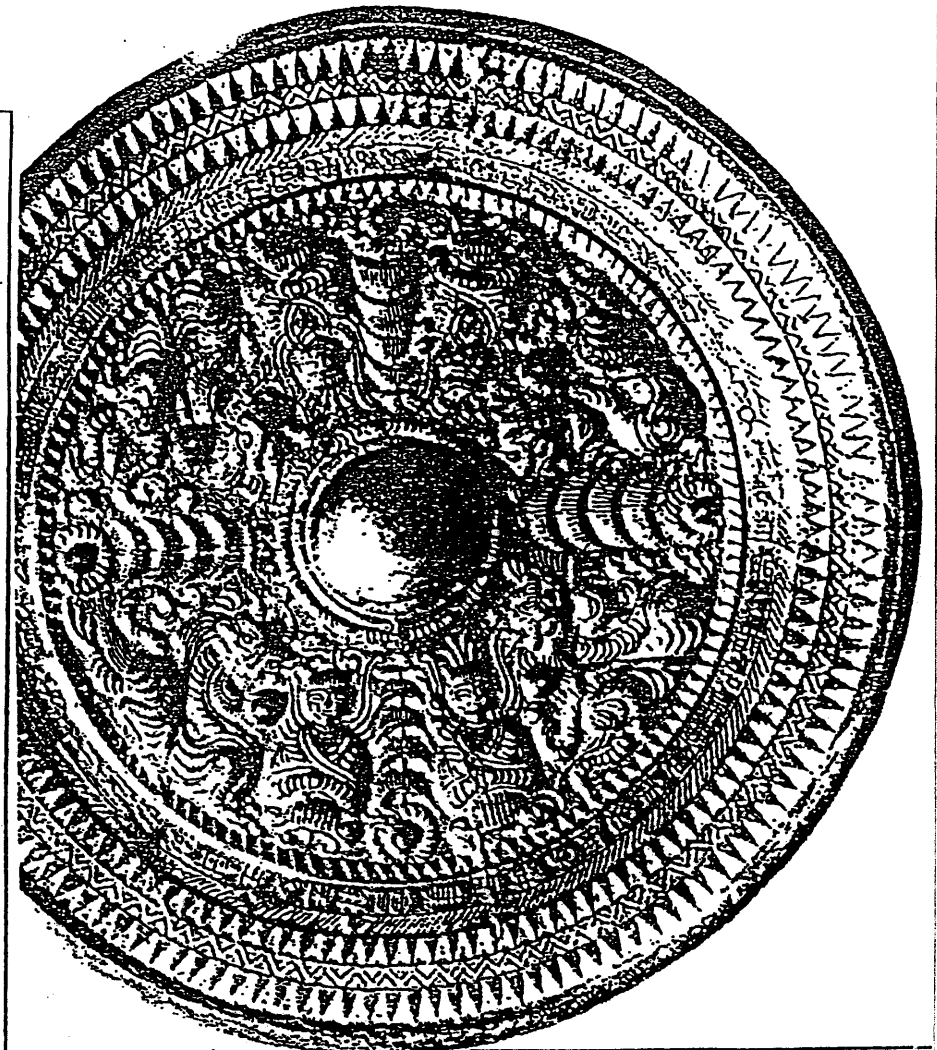
黒  
ケ  
イ  
シ  
ヨ  
ウ  
キ  
ン  
シ  
ン  
サ  
ン  
キ  
ヨ  
ウ

島根県神原神社古墳出土鏡とその銘文拓本

10. 使節回、3000枚の鏡の製作を魏朝の法匠に依頼民匠に

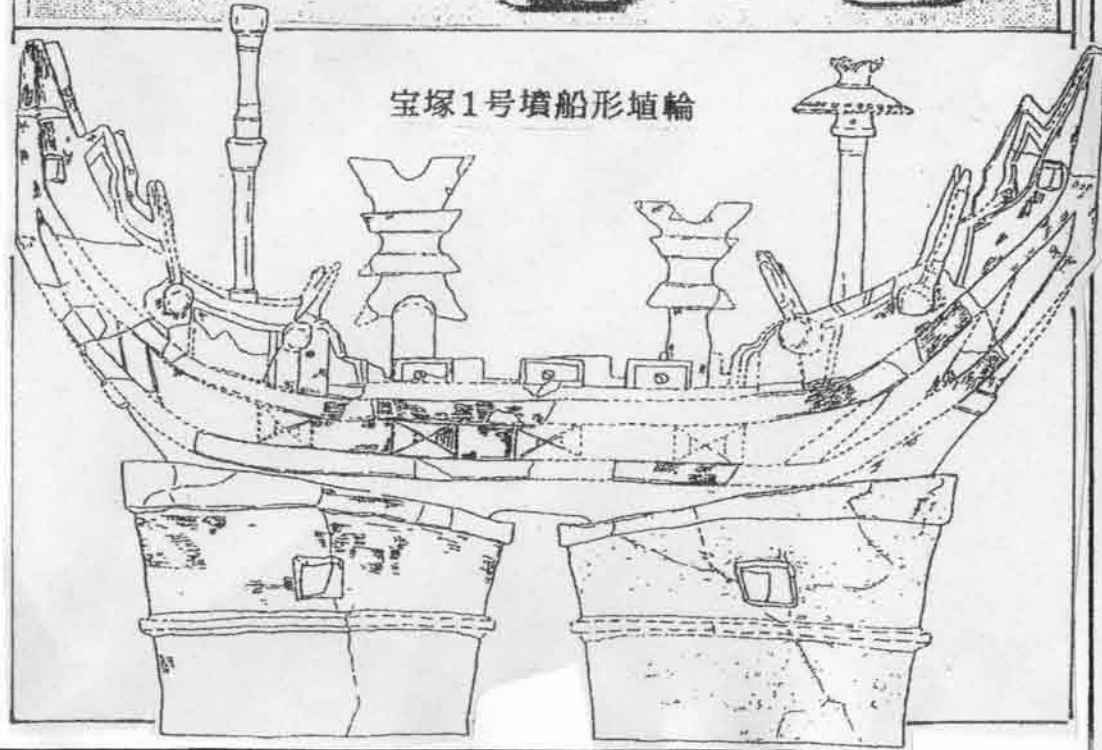
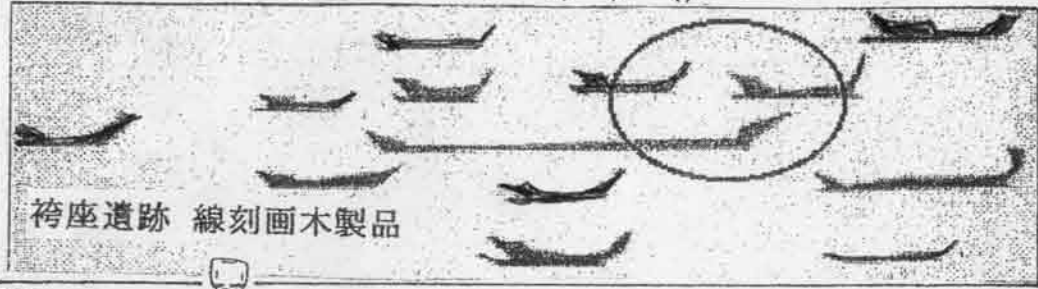
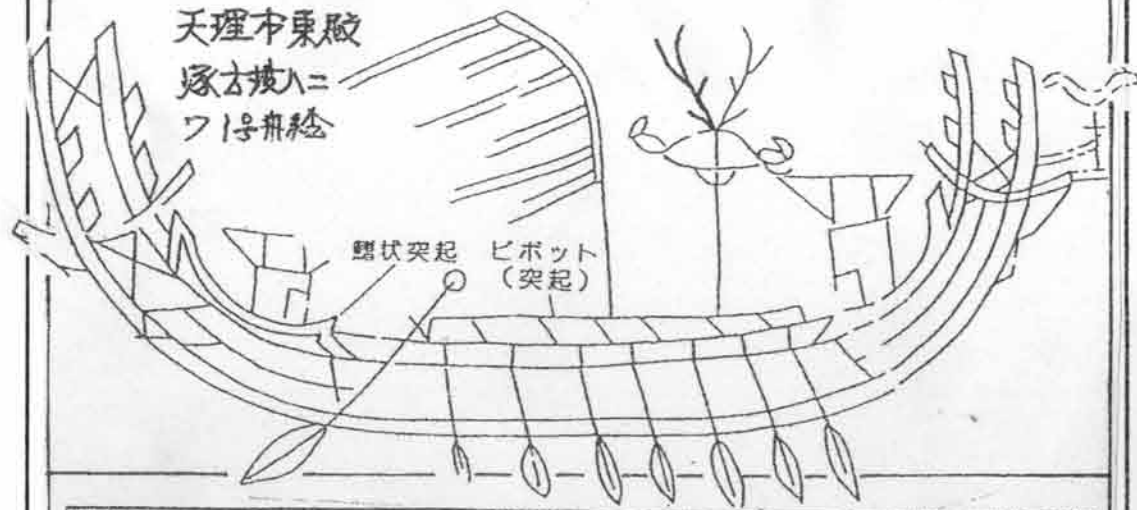
東大古  
抜刀銘

中  
國  
東  
大  
古  
抜  
刀  
銘



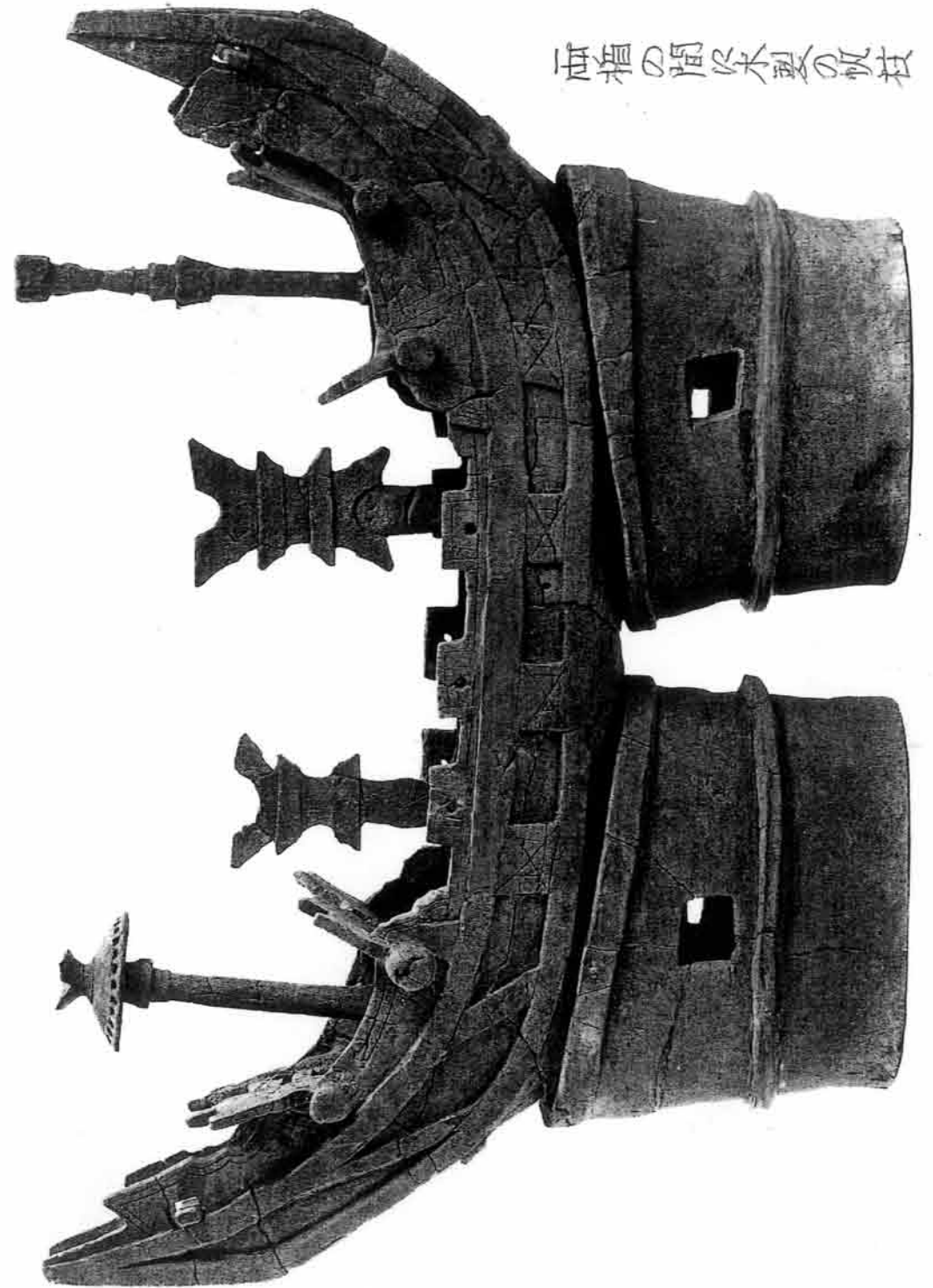
漢中平紀年拔大刀の銘文

倭国王卑弥呼台与崇神天皇の時代の船・船具・船出西



兎掘さぬハニワの船とその構造・幡(帆)中心の盾など

海楯の間木製の帆柱



半島と日本との交流に三つの途がある。第一半島の西南部百濟方面から対馬、老岐、末盧、伊都を経て最終港奴津に達する。第二半島の東南新羅方面から沖ノ島、六連島を経て今の門司に達する。第三沖ノ島から直ちに南下して宗像に達する。以上三路である。百濟方面から来る途を考えると終点は西向津であり、新羅方面から来る途の終点は東向津である。以下東西向津の説明をする。神功皇后紀には、韓国即ち宝の国を向津国といっている。即ち津の向うの国の意である。勿論これは日本から韓国を呼ぶ方角的な名称である。ところがこれを韓国を主とし、奴津即ち儺津を韓国の向うの津というようになったらしい。古代において日韓兩國の政治上の内外の名分の判然しない時代に、韓国をもとにして名付けたと思われる日本の地名がある。対馬の韓国に向く方を上県といい、日本に対する方を下県としてあり、また津島を対馬とあらわしたのは、馬韓に対するという意味で、韓地を主にした津島の名である。この式で奴津を韓国から見ると向津といい、それが日本でも博多津を向津といったようである。今仮にこれを西の向津といっておく。この西の向津に対し、新羅方面から来た向津を今仮にこれを東の向津という。仲哀天皇紀に天皇筑紫行幸の際、崗原主の祖熊罴は天皇を迎えて物を献じ、且つ奏すらく「穴門より向津大済に至るを東門となし、名籠屋大済を以て西門とし、限没利島(六連島)阿閉島(藍島)為御宮、割柴島(馬島)為颯、以逆見海(不明、万葉集の歌にいう名高浦か)、為塩地」と申上げて、天皇を海路導き奉る云々とある。長門から向津に到るとあるから、下関の対岸門司港の辺が向津である。これを東の門とし、西は名籠屋港を西門とすとある。戸畑区(北九州市)の西北部の海に突出する岬を今でも名護崎という。この間の玄海の東端部の一廓を限り、その海上に浮ぶ六連島等を天皇の諸用途として奉るといっているのである。東向津から六連、沖等を経て新羅に通ずるは日本から大陸へ向う重要路でもあった。

孝徳紀白雉五年二月の条に遣唐押使高向史玄理等「分乘二船留連数月、取新羅道泊于萊州、遂到于京」とあり、また齊明紀三年使を新羅に遣わして沙門智達等と新羅国使に付けて大唐に送りおらしめんとしたが、新羅は聴送を肯んぜず、智達等は新羅より還り途を百濟道に変えた。同天皇紀四年秋七月、沙門智通、智達勅を奉じて新羅船に乗って大唐国に往き、「受無性衆生義玄并法師所」とある。続日本後紀承和六年八月、

己巳勅大宰大貳四位上南淵朝臣永河等、得今月十四日、飛駟所奏遣唐録事大神宗雄送大宰府牒状、知入唐三船、嫌本船之不完、情駕楚州新羅船九隻、傍新羅南、以帰朝、其第六船宗雄所駕是也、余八个船或隱或見、(下略)とあり、共に楚州にいた新羅船に乗り、新羅道を経て博多に帰った。白鳳時代から平安時代の初めになっても、大陸と日本との往来には時に新羅道を択ばれていることがわかる。かく新羅道を択ぶのは、一つには新羅船が玄海を亘るに適した造船術によって造られていたからではあるまいか。続日本後紀承和六年七月「令大宰府造新羅船以能堪風波也」とあり、同七年九月「大宰府言対馬司言、遙海之事風波危険、年中貢調四度公文屢逢漂没、伝聞新羅船能凌波行、望請新羅船六隻之中、分給一隻、聴之」とある。右の疑問に対する十分な説明である。ここに注意されるべきは、船が常備され、その内の一艘を対馬と内地との直接航路に当らしめるということである。この直接道は予めい直接道即ち対馬、松浦を経て博多に達する道である。しからば他の五艘の新羅船の常備港はどこであったか。勿論新羅道の日本の拠点は東の向津であろう。なおこの新羅道の重要視せられるについては、日本と新羅の中間にある沖ノ島が重要な航海目標であることは勿論である。なお沖ノ島は別の航路との重要目標であることを忘れない。

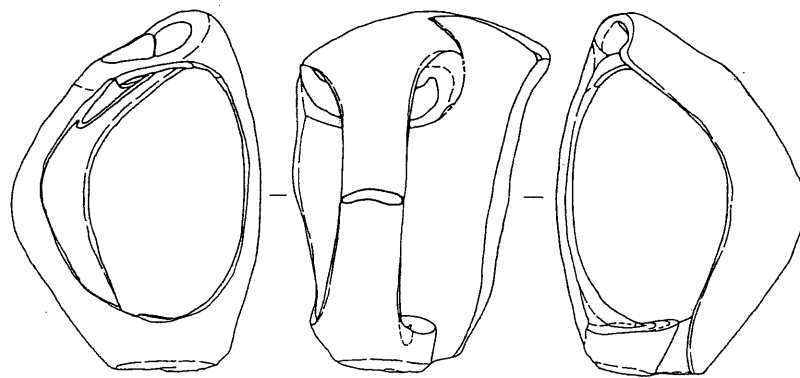
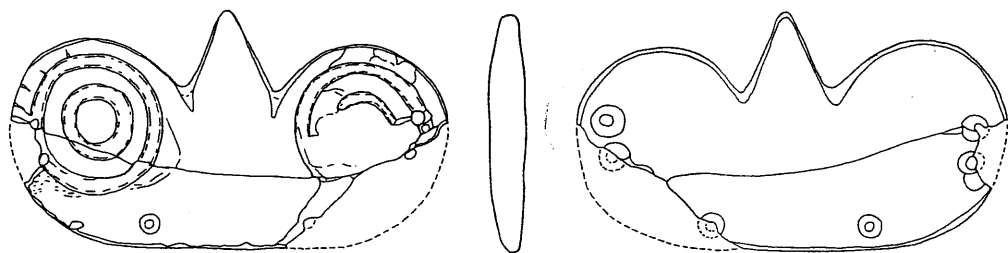
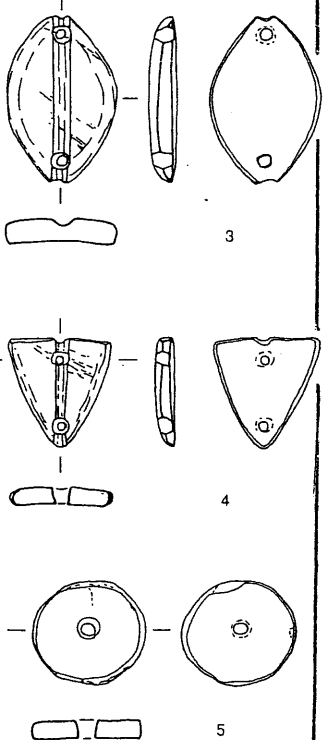
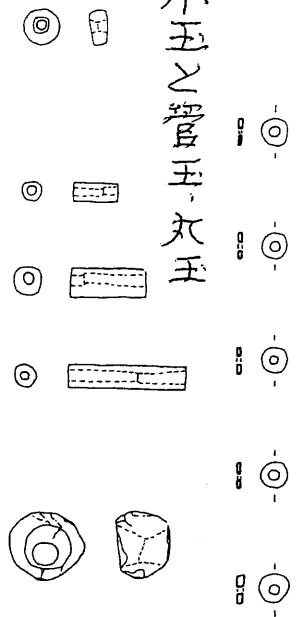
九州の西北端平戸島方面から対馬暖流に乗って玄海を斜断して長門に達するためには沖ノ島は欠くべからざる目標でもあった。江戸時代の舟乗りの記録にもそれがあらわれている。この航路を延長すれば出雲に向う航路である出雲と筑紫との連絡は神話以来のことである。

(3) 出雲と宗像との交通

出雲と宗像とは歴史年代になっても、特別の連絡があった。文武天皇の二年八月筑前宗像郡、出雲意宇郡の二郡司は、三等親以上の者を以て任ずることを定められた(続日本紀)。聖武天皇天平十年、筑紫宗像の神主外従五位下宗形朝臣烏麻呂に外従五位上、出雲国造外正六位上出雲臣広嶋に外従五位下を授けられた(続日本紀)。同時にこの二人だけの叙位であった。両者の間に何か歴史時代になっても複雑な関係が維持されたようである。

土井ヶ浜遺跡の玉

小玉と管玉、丸玉



女王国の西門戸、豊浦の地-向津具(新津)と沖の島

東向津(豊浦宮女王国の門戸)に連なる弥生時代の遺跡



No.

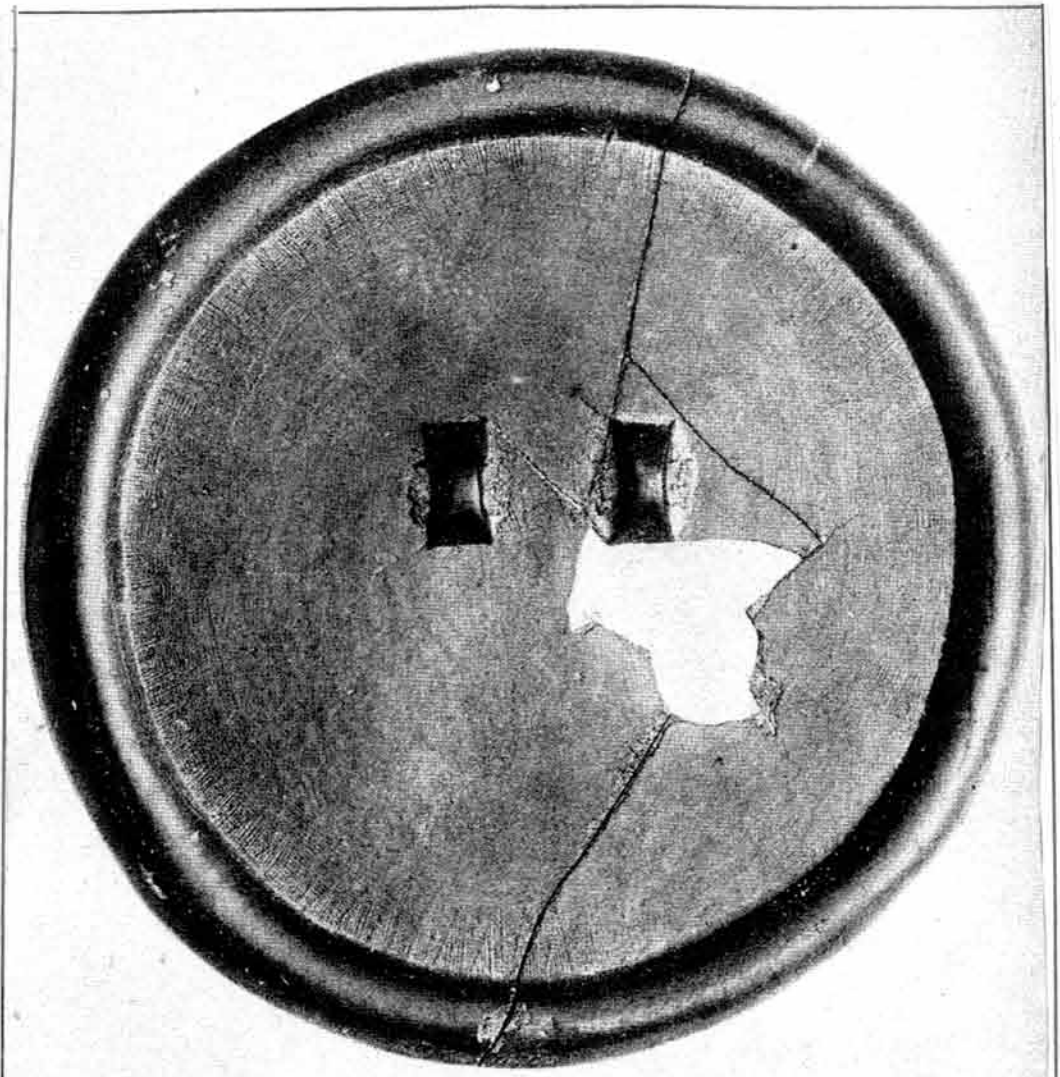


東向津(豊浦)に連なる遺跡-土井ヶ決遺跡の墓址



第1~5・9・10次調査区埋葬遺構分布状況概念図

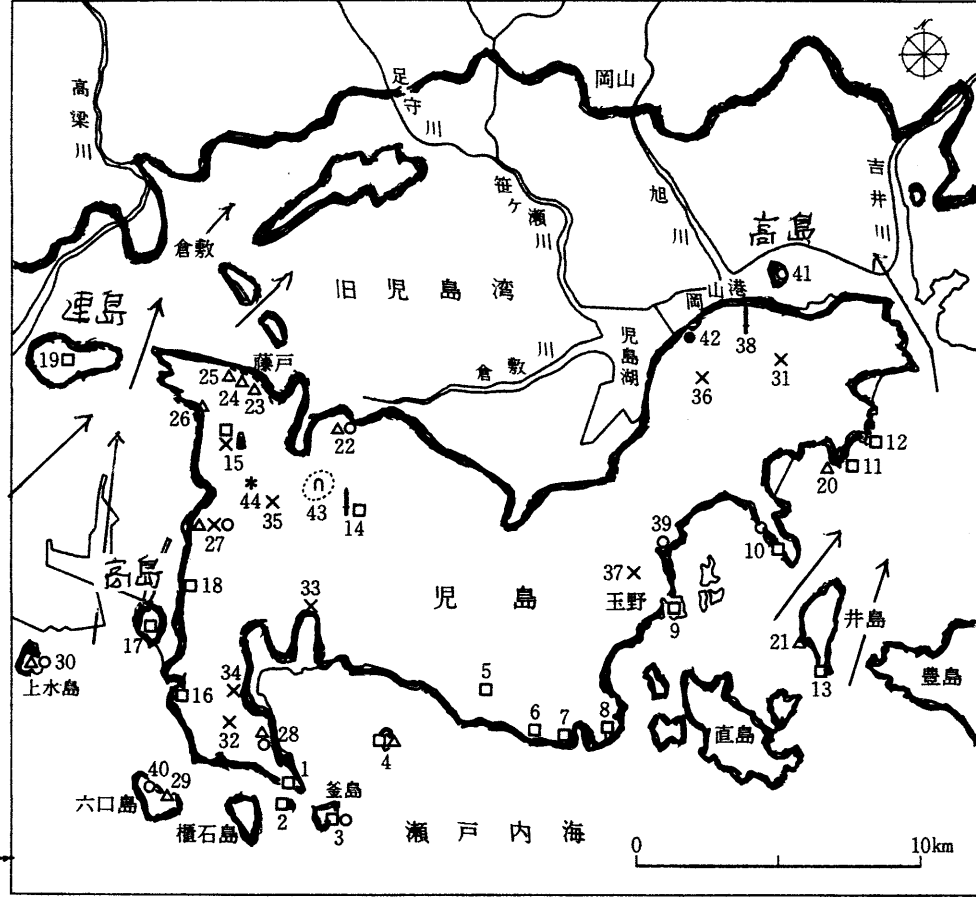
多鈕紐文鏡の産地-山口県下関市-大分府柏原市-奈良県御所市



大和國南葛城郡吐田郷村名柄發見

女王国の領域で見出される「多鈕紐文鏡」は、3面とよみ地の細糸細く精密であり、九州(大率)下の多鈕紐文鏡に比へ卓越する。後代の新羅地方での卓越した文物の舶来。

# 投馬国(ツマ)は岡山県南部・旧児島湾の港と弁



- |          |                |            |                |
|----------|----------------|------------|----------------|
| 1 鷺羽山遺跡  | 12 大入崎遺跡       | 23 舟津原貝塚   | 34 城・仁伍遺跡      |
| 2 松島遺跡   | 13 井島鞍掛鼻遺跡(香川) | 24 磯の森貝塚   | 35 前山遺跡        |
| 3 釜島遺跡   | 14 由加山遺跡       | 25 船元貝塚    | 36 郡貝塚         |
| 4 堅場島遺跡  | 15 種松山遺跡       | 26 福田貝塚    | 37 深山遺跡        |
| 5 王子ヶ岳遺跡 | 16 通生宮の鼻遺跡     | 27 広江浜遺跡   | 38 飽浦山本の辻銅剣出土地 |
| 6 宮田山遺跡  | 17 塩生の高島遺跡     | 28 阿津走出遺跡  | 39 田井遺跡        |
| 7 宮山遺跡   | 18 宇頭間遺跡       | 29 六口島柳谷遺跡 | 40 六口島牛ガ首遺跡    |
| 8 犬尻崎遺跡  | 19 連島辻堂遺跡      | 30 上水島遺跡   | 41 高島祭祀遺跡      |
| 9 高辺遺跡   | 20 波張崎貝塚       | 31 貝殻山遺跡   | 42 八幡大塚古墳      |
| 10 出崎遺跡  | 21 井島大浦遺跡(香川)  | 32 菰池遺跡    | 43 熊坂窯跡群       |
| 11 坊主島遺跡 | 22 彦崎貝塚        | 33 上之町遺跡   | 44 広江陶棺形骨蔵器出土地 |

児島のおもな遺跡(点線は弥生時代のころの海岸線)

## 神武天皇東征紀

其の年の冬十月の丁巳の朔辛酉に、天皇親ら諸の皇子・舟師を帥て東を征ちたまふ。速吸之門に至ります。行きて筑紫國の菟狹に至ります。菟狹は地の名なり。此をば幸生と云ふ。時に菟狹國の造の祖有り。號けて菟狹津彦・菟狹津媛と曰ふ。乃ち菟狹の川上にして、一柱麿宮を造りて築奉る。一柱麿宮、此をば國新津彦・國新津媛と云ふ。是の時に、勅をもて、菟狹津媛を以て、侍臣天種子命に賜たまふ。天種子命は、是中臣氏の遠祖なり。

十一月の丙戌の朔甲午に、天皇筑紫國の岡水門に至りたまふ。

十二月の丙辰の朔壬午に、安藝國に至りまして、城國に居します。

乙卯年の春三月の甲寅の朔己未に、吉備國に徙りて入りまき。行館を起りて居す。是を岡崎宮と曰ふ。三年積る間に、舟楫を脩へ、兵食を蓄へて、將に一たび擧げて天下を平けむと欲す。

戊午年の春二月の丁酉の朔丁未に、皇師遂に東にゆく。軸相接けり。方に難波磯に到るとき、奔き潮有りて太が急きに會ひぬ。因りて、名けて洞淵宮とす。亦浪花と曰ふ。今、難波と謂ふは訛れるなり。此此をば與奈津宮と云ふ。

## 仲哀天皇西征紀

二年の春正月の甲寅の朔甲子に、氣長足姫尊を立てて皇后とす。

三月の癸丑の朔丁卯に、天皇南國を巡狩す。是に、皇后及び百寮を留めたまひて、駕に従へる二三の卿大夫及び官人數百して、輕く行す。紀伊國に至りまして、徳勒津宮に居します。是の時に嘗りて、熊襲・叛きて朝貢らず。天皇是に、熊襲國を討たむとす。則ち徳勒津より發ちて、浮海よりして穴門に幸す。即日、使を角鹿に遣したまひて、皇后に勅して曰はく、「便ち我の津より發ちたまひて、穴門に逢ひたまへ」とのたまふ。

秋七月の辛亥の朔乙卯に、皇后豊浦津に泊りたまふ。是の日に、皇后、如珠を海中に得たまふ。

九月に、宮室を穴門に興て居します。是を穴門豊浦宮と謂す。

八年の春正月の己卯の朔壬午に、筑紫に幸す。時に、國縣主の祖熊野、天皇の車駕を聞りて、豫め五百枝の賢木を拔じ取りて、九尋の船の軸に立てて、上枝には白銅鏡を掛け、中枝には十握劍を掛け、下枝には八尺瓊を掛けて、周方の沙塵の浦に参迎ふ。魚鹽の地を獻る。因りて奏して言さく、「穴門より向津野大洲に至るまでを東門とし、名籠屋大洲を以ては西門とす。汝利嶋・阿閉嶋を限りて御駕とし、柴嶋を削りて御駕、此をば難波と云ふ。とす。遊見海を以て陸地とす」とまうす。既にして海路を導きつかへまつる。

# 吉備5郡の白猪の屯倉(みや)と島郡の屯倉とよく、吉備は

吉備の白猪屯倉と児島屯倉

(欽明十六年) 秋七月の己卯の朔壬午に、蘇我大臣稻目宿禰・穗積磐弓臣等を遣して、吉備の五つの郡に、白猪屯倉を置かしむ。

(欽明十七年) 秋七月の甲戌の朔己卯に蘇我大臣稻目宿禰等を備前の児嶋郡に遣して屯倉を置かしむ。葛城山田直瑞子を以て田令にす。

(欽明三十年) 三十年の癸丑正月の辛卯の朔に、詔して曰はく、「田部を置り置くこと、其の来ること尚し。年甫めて十餘、竊に脱りて課に免るる者衆し。膽津、膽津は王辰爾が甥なり。を遣して、白猪田部の丁の籍を檢へ定めしむべし」とたまふ。

夏四月に、膽津、白猪田部の丁者を檢へ閱て、詔の依に籍を定め、果して田戸を成す。天皇、膽津が籍を定めし功を擧して、姓を賜ひて白猪史とす。尋ら田令に拜けたまひて、瑞子が副としたまふ。

(敏達三年) 冬十月の戊子の朔丙申に、蘇我皇子大臣を吉備國に遣して、白猪屯倉と田部とを増益さしむ。即ち田部の名籍を以て白猪史膽津に授く。戊戌に、船史王辰爾が弟牛に詔して、姓を賜ひて淨史とす。

(敏達十二年) 是歲、復、吉備海部直羽嶋を遣して、日羅を百濟に召す。……日羅等、吉備児嶋屯倉に行き到る。……(下略)

(日本古典文学大系『日本書紀』岩波書店より)

平城宮出土木簡にみる児島関係の調塩

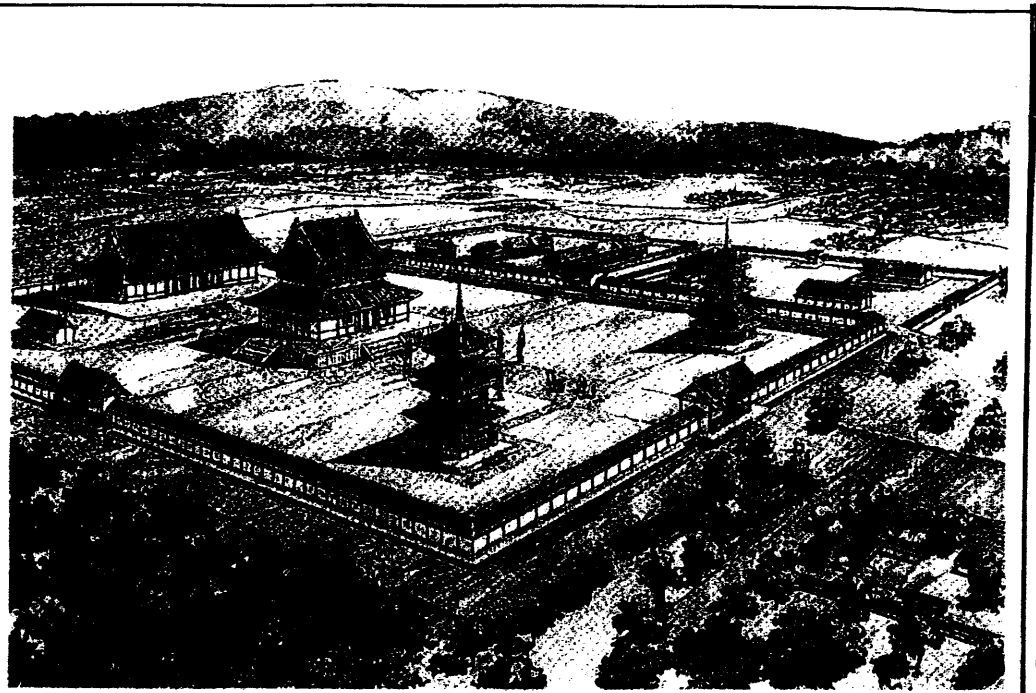
- (1) 備前國児島郡三家郷 平城宮木簡二  
 時宗 二人調塩三斗 一九六九年所収  
 木簡番号三二二
- (2) 備前國児島郡賀茂郷 右同三三三  
 鴨直君麻呂調塩三斗
- (3) 備前國児島郡賀茂郷 右同三三三  
 三家連之公調塩一斗
- (4) 備前國児島郡小豆郷 平城宮木簡二  
 三斗 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 一九七五年所収  
 右同二七七
- (5) 三家郷白猪部少國 平城宮木簡編號十六  
 調塩三斗 一九八三年所収

(1)~(3)は天平一九年(七四七)ころまでの溝より出土。(4)は延暦元年(七八二)前後と推定されている。なお、この木簡には、調塩とは記されていないが、内容からみて調塩と見られている。また、小豆郷(現在の香川県小豆島)が児島郡に属していたことをしめす。

(5)は国名・郡名ともなく、資料はまだ概報段階で詳細は不明だが、「三家郷」は『和名抄』によると、美濃国厚見郡と備前國児島郡だけである。他に「三宅郷」は二〇例ちかい地域に見られ、塩産地にも存在するので、なお問題はのこるが、「三家」の文字を『和名抄』によるかぎりでは塩の産出地と重ねると、備前児島の確率は大変大きい。

しかも『日本書紀』で、吉備の児島屯倉と一体的に記されている白猪屯倉にかかわるともおもわれる「白猪部」の名を見ることも、この木簡が備前國児島郡を発したものであることの一つの傍証になるとおもわれる。

# 屯倉の管理名籍の整備と河内の渡来氏族・蘇我氏の活躍



藤井寺市葛井寺の復元図 [藤井寺市教育委員会 1999]

藤井寺

◎藤井寺市藤井寺一丁目

ミナサイ古墳(伊弉天皇陵に推定)の北方にある。紫雲山三学院剛琳寺と号し、単に剛琳寺ともい、藤井寺とも書く。真言宗御室派、本尊玉手観音。

〔開創〕『拾芥抄』には藤井寺として「河内丹波郡、身剛林寺、從三位藤井給子、等身玉手」とあり、永正七年(一五二〇)当寺青真の勸進活動に当たって三条西実隆が記した寺記(西園三十三所名所考會所引)や同年の勸進帳(寺蔵)には、聖武天皇の勸願により行基が開基し、さらに平城天皇の御願により皇子阿保親王が再興したとある。藤井給子は古代の史料に登場せず実在を確かめることはできないが、古代に志紀郡野郷(和名抄)などに集住した百濟系渡来系藤井連一族の氏寺として建立されたとみるのが通説である。葛井氏は王辰爾の甥胆津を祖とし、『日本書紀』欽明天皇三〇年条によれば、吉備の白猪屯倉の田部の丁の籍を定めた功によって白猪史を賜姓されたが、その後養老四年(七二〇)五月一〇日葛井連となった

(藤日本紀)。同氏は近隣する丹比郡に集住する船連・津連と親密な関係にあり、『日本後紀』延暦一八年(七九九)三月二三日条によると、三氏は丹比郡の野中寺(野中野中寺)の南の「寺山」を共同の墓地としている。

白猪史胆津 しらのふひとといつ 王辰爾の甥。延暦九年(七九〇)七月の百濟王(くだらのこにきし)に貢・津連眞連らの上表文によれば、父は辰爾の兄の味沙とみられる。欽明三十年(五六九)正月、吉備の白猪屯倉(岡山県真庭郡養合町大庭付近)に比定する説などあるが、詳細は未詳)を耕作する民がすでに課税負担年限に達しているにもかかわらず、丁簿の不備により賦課を免れていることが指摘され、胆津は派遣されてそれを検定した。同年四月、右の功績により白猪史を賜わり、田令(たつかい)に任命されて葛城山田直瑞子(みずすけ)の副となった。敏達三年(五七四)十月、大臣蘇我皇子宿禰が吉備に派遣されて白猪屯倉と田部を増益し、胆津はその名籍を受け取った。



25 去雲国大原郡神原郷の銅鐸群-加茂岩倉

▲6号銅鐸    ▲7号銅鐸    ▲8号銅鐸    ▲9号銅鐸

▲22号銅鐸

▲26号銅鐸

▲35・36号銅鐸 (入れ子)

和歌山市

奈良県 上牧町

兵庫県 豊岡市

(大阪府 堺市) (福井県 春江町)

徳島県 川島町

神戸市 桜ヶ丘1号    神戸市 桜ヶ丘2号 (兵庫県 西宮市)

鳥取県 岩美町    神戸市 桜ヶ丘3号

加茂岩倉遺跡の兄弟たち

兄弟関係

類似関係

→ 作った順

装束禱

流水

(現在)の所在地が伝承された土地

26 出雲国出雲郡出雲郷(健部郷)の青銅器群-荒神谷

銅 劍 鐸

銅鐸6

銅鐸

銅劍 358本

34本    111本    120本    93本

P-1, P-2, P-3, P-4